

H25 商標法

問題 I

(1) 商標法第 1 条の趣旨は次の通りである。まず、商品・役務について一定の商標を継続的に使用することで獲得される業務上の信用は、経済的価値を有する。商標法は、このような業務上の信用を維持するために、紛らわしい商標を使用して商品・役務の混同を生ぜしめるような不正な競争行為を禁止・排除すべく、国家の行政処分により独占排他的な商標権を設定する。また、商標は商品・役務の出所を示すものであることから、一定の商標を使用した商品・役務は一定の出所から提供されるという取引秩序を維持することは、消費者等の利益を保護することになると同時に、取引秩序の維持を通じて健全な産業の発達に貢献することとなる。

(2) このように、商標の使用によって蓄積された信用を保護するのが本来的な姿であるから、設定の登録により商標権を与えられた(18条1項)商標権者には、登録商標を現実に使用する義務がある。この義務が果たされない場合、保護すべき信用が発生しないかあるいは発生した信用も消滅して保護の対象がなくなるばかりか、不使用の登録商標に対して排他独占的な権利を与えておくのは国民一般の利益を不当に侵害し、権利者以外の商標使用希望者の商標の選択の余地を狭めることとなる。そこで、不使用を理由として商標登録を取り消されるという不利益の可能性がある(50条)。

(3) また、商標が果たす機能は消費者等の利益と取引秩序の維持に密接であることから、商標権者には、登録商標を正当に使用すべき義務がある。この義務が果たされず、商標権者本人の使用が、商品・役務の品質誤認等を生じさせることとなった場合には、商標登録を取り消されるという不利益の可能性がある(51条、52条の2)。

(4) 更に、使用許諾制度の弊害を防止する観点から、商標権者には専用使用権者又は通常使用権者に対する相当の監督義務もある。使用権者の使用が品質誤認等を生じさせることとなった場合、商標権者が相当の注意をしてもその事実を知らなかったときを除いて、制裁として商標登録が取り消されるという不利益の可能性がある(53条)。

問題 II

1. 団体商標はパリ条約 7 条の 2 により保護が義務付けられているが、使用許諾制度により実質的な保護が可能として規定されていなかった。しかし、国際的調和の必要性和、商品・役務の提供等を必ずしも要しない団体が商標権者となり、それとは異なる構成員による使用が予定されているという通常の商標とは

異なる特質を有することから、明文化された(7条)。

いわゆる「地域ブランド」は、地域の名称と商品・役務の名称等からなる文字商標が多いが、3条1項各号により登録が認められず、3条2項の要件を満たすまで、他人の便乗使用を排除できないという問題があった。また、特徴のある図形を付加すれば商標全体としては識別力を有するとして登録を受けることができるが、他人による文字部分の便乗使用を有効に排除できない問題があった。そこで、地域団体商標として3条2項より登録要件を緩和して登録を受けられるようにした(7条の2)。

2. 乙は出願前に次のような事項を確認すべきである。①団体甲が所定の「組合等」であり、設立根拠法において加入の自由が規定されていること(7条の2第1項)、②「ABC牛井」が構成員に使用させる所定の文字商標であること(7条の2第1項)、③地域名称「ABC」が出願する商品と役務と密接に関連すること(7条の2第2項)、④商標「ABC牛井」が周知となっていること(7条の2第1項)、である、最後に、⑤出願に際して所定の書面を提出できるか確認すべきである(7条4項)。

3. 役務「牛井の提供」は丙所有の商標登録と抵触するが、登録商標イの要部は図形であり、地域団体商標「ABC牛井」とは類似しないと判断されるから、4条1項11号は適用されない。しかし、地域の名称「ABC」を含むことから4条1項16号に該当するため、「ABCにおける牛井の提供」と補正する必要がある。また、商品「牛井」もやはり4条1項16号に該当するから、「ABC産の牛井」と補正すれば登録を受けることができる。 以上

H25 意匠法

問題 1

(1) 部分意匠制度は、物品の部分(2条1項)に係る形状等について意匠登録を認める制度である。

従来、2条1項の「物品」は、独立した製品として流通するものと解されていたから、物品の部分に係る意匠は、意匠法の保護対象とはされていなかった。このため、一つの意匠に独創的で特徴ある創作部分が複数含まれている場合、物品全体としての意匠権しか取得できないため、それらの一部分が模倣されていても、意匠全体としての模倣が回避されていれば当該意匠の意匠権の効力は及ばない状況にあった。そこで、2条1項の「物品」の定義に「物品の部分」が含まれることを明らかにして、部分意匠として保護することとした。

(2) このような観点から、部分意匠は、権利を要求する範囲である実線部分の形態と、物品全体を示す破線部分の形態から成立する。この実線部分の形態は、破線部分の形態に起因しているか否かを問わず、物品の部分の特徴を示す部分意匠自体の形態である。

そうすると、意匠が物品と形態との結合であることを前提としつつ(2条1項)、部分意匠の類否判断は、まず、①公知意匠の意匠に係る物品と部分意匠の意匠に係る物品の共通性を認定する。そして、②位置、大きさ、範囲について、実線部分と破線部分の記載の関係から実線部分を特定し、その上で、③公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機能の共通性、④公知意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との形態の共通性を認定する。その結果、取引者を含む需要者に対して、共通した美感を起こさせるものであれば、両意匠は類似するものと認定されることになる(24条2項)。

問題 2

(1) 意匠口は登録を受けることはできない。意匠口の出願前に意匠イの公報が発行され、物品は両者とも共通する。意匠口が、意匠イの破線部分を含めた形態と同一であれば3条1項2号、類似であれば3条1項3号に該当する。また、全体では非類似でコントローラスティックの形態が同一だから、意匠口は意匠イに基づいて容易に創作できたとして3条2項が適用される。

(2) 意匠口は登録を受けることができる。先願意匠イの意匠公報が発行される前に後願意匠口は出願され、3条1項と2項に該当しない。先願意匠イが後願意匠口の一部に該当するから3条の2の適用もない。意匠登録を受けようとする方

法及び対象が異なるから 9 条 1 項も適用はない。

(3)物品全体の形態が非類似であっても、部分意匠の意匠権はその部分に及ぶ。登録意匠ロに類似する意匠が、意匠イのコントローラースティックと同一又は類似する意匠を構成要素とすると、利用・抵触(26 条 2 項)の適用がある点に留意する。この際、登録意匠ロに類似する意匠を実施するには、甲に対して通常実施権の許諾の協議 (33 条 1 項)、一定の場合には裁定の請求ができる点に留意する(同条 3 項)。

問題 3

(1) 部分意匠ニは登録を受けることができない。丙は出願 A を基礎としたパリ条約に基づく優先権を主張して意匠ハを出願しており、パリ 4 条 B により、3 条の 2 の基準日は平成 25 年 1 月 25 日となる。すると、同年 3 月 5 日に出願された丁の部分意匠ニは後願となり、先願の意匠公報発行前になされた先願意匠の一部と類似する意匠になるからである(3 条の 2 本文)。

(2) 丁は、丙による登録意匠ハの業としての実施に対し、意匠権の行使をすることはできない。部分意匠ニは、先願意匠ハの一部と類似する後願意匠であり、部分意匠ニに対する意匠登録は過誤登録である。この場合、3 条の 2 の規定が無効理由として適用されるが、無効理由が存在する意匠権の行使は権利の濫用に当たるとして、侵害訴訟における被告に 41 条で準用する特許法 104 条の 3 で規定する抗弁が認められているからである。以上